

「ミッション 9：地域 / 都道府県協会の活性化」

【CHQ 関連業務指針】

JFA は、2005 年 1 月 1 日に「JFA2005 年宣言」を発表し、JFA の理念・ビジョンと中長期目標を掲げた。そして、10 年後の 2015 年には、世界のトップ 10 の仲間入りを果たすため、様々な改革に取り組んでいる。現在、日本サッカーの更なる普及・発展を目指し、都道府県協会と共に「キャプテンズ・ミッション」に取り組んでいるが、その中でも最も重要なミッションの 1 つとして、「M9. 地域 / 都道府県協会の活性化」を強力に推進している。JFA としては、地域 / 都道府県協会の活性化なくしては、日本サッカーのレベルアップは有り得ないと考えており、今後も様々な支援制度等を通じ、各都道府県協会の積極的な活動をサポートさせて頂きたいと考えている。

各地域 / 都道府県協会は、その地域性・独自性を生かしながら、様々な活動を展開し、事業を拡大する。そして、JFA メンバーシップ制度のメンバーにより多くのメリットを供与し、その地域のサッカーの普及・日本のサッカーの発展に努めて頂きたいと考える。一方、JFA は常に開かれた組織として、様々な意見を取り入れ、各地域 / 都道府県協会に対し合理的に権限を委譲し、積極的な取り組みや事業・組織運営を支援する。また同時に、日本サッカーの方向性を示した上で、会計を含めあらゆる面において各地域 / 都道府県協会の活動を指導する役目も併せて担う。

本資料は、2003 年 12 月 22 日発行【考察編(案)】、2004 年 3 月 11 日発行【今後の対応編(案)】、2005 年 6 月 20 日発行【業務指針 / マニュアル】を基礎とし、CHQ 関連業務のうち、地域 / 都道府県協会に関わる業務についての指針を纏めたものである。CHQ としては、この「ミッション 9：地域 / 都道府県協会の活性化」が、将来にわたり JFA の根幹となる新たな方向性の示唆として、地域 / 都道府県協会の更なる活性化に寄与し、日本サッカーのより一層の発展に貢献できる様、更なる活動を推し進めていきたい。

本「CHQ 関連業務指針」の添付資料には、(案)(作成中)のものも含まれます。
添付資料のリストは P.17 をご参照下さい。

2006 年 7 月 5 日

財団法人日本サッカー協会
CHQ (キャプテン・ヘッドクォーターズ)

JFA2005 年宣言

JFAの理念

サッカーを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、
人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献する。

JFAのビジョン

サッカーの普及に努め、スポーツをより身近にする事で、人々が幸せになれる環境を作り上げる。
サッカーの強化に努め、日本代表が世界で活躍する事で、人々に勇気と希望と感動を与える。
常にフェアプレーの精神を持ち、国内の、さらには世界の人々と友好を深め、国際社会に貢献する。

JFAの約束 2015

2015年には、世界でトップ10の組織となり、ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間=サッカーファミリーが500万人になる。
2. 日本代表チームは世界でトップ10のチームとなる。

JFAの約束 2050

2050年までに、すべての人々と喜びを分かちあうために、ふたつの目標を達成する。

1. サッカーを愛する仲間=サッカーファミリーが1000万人になる。
2. FIFAワールドカップを日本で開催し、日本代表チームはその大会で優勝チームとなる。

DREAM

夢があるから強くなる



キャプテンズ・ミッション

「普及」と「強化」の両輪を柱とした日本サッカーの基盤確立のため、この2年間で特化して行うべき重点施策として『キャプテンズ・ミッション』を改定する。

『JFAは、サッカーに携わるあらゆる人々が、楽しみ、幸せになれる環境を創り上げる。また、都道府県協会の機能充実と事業の拡大を図り、日本サッカーの組織機構改革に着手する。そして、サッカーファミリーの拡大に努め、2006年度には、サッカーに携わるメンバー200万人を達成する。』

JFAは、地域/都道府県協会とともに、将来を見据えた大改革を強力に推進し、日本サッカーの更なる発展のため、以下のミッションを、「CHQ Compliance」に基づき、必ずやり遂げる。

ミッション1 : 「JFAメンバーシップ制度」の推進

ミッション2 : 施設の確保・活用

ミッション3 : 「JFAキッズプログラム」の推進

ミッション4 : 中学生年代の活性化

ミッション5 : エリート養成システムの確立

ミッション6 : 女子サッカーの活性化

ミッション7 : フットサルの普及推進

ミッション8 : リーグ戦の推進と競技会の整備・充実

ミッション9 : 地域/都道府県協会の活性化

ミッション10 : 中長期展望に立った方針策定と提言

目 次

1.組織に関して	5
1) 都道府県協会組織	5
2) 地域協会組織	7
3) JFA 組織	8
2.会議体に関して	8
1) 都道府県協会の会議体	8
2) JFA の会議体(地域 / 都道府県協会 関連)	8
3.情報伝達に関して	10
1) JFA から都道府県協会へ発信する文書の統一化・ルール化	10
2) ホームページ立ち上げおよび活用の推進	10
4.財政 / 経理に関して	11
1) 都道府県協会の収支決算・税務のガイドライン提示	11
5.各種支援制度に関して	11
1) M1.「JFA メンバーシップ制度」の推進	11
2) M2.施設の確保・活用	11
3) M3.「JFA キッズプログラム」の推進	12
4) M4.中学生年代の活性化	13
5) M5.エリート養成システムの確立	13
6) M6.女子サッカーの活性化	13
7) M7.フットサルの普及推進	14
8) M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実	14
9) M9.地域 / 都道府県協会の活性化	15
10) M10.中長期展望に立った方針策定と提言	15
6.その他(主な対応事項)	16
1) 競技(大会・試合)運営に関するマニュアルの改訂	16
2) 1種(社会人・シニア等)への対応の検討	16
添付資料リスト	17

1.

組織に関して

1) 都道府県協会組織

法人格取得

- ・ JFA としては、各都道府県協会の法人格取得を強く推奨し、2006 年度中には、全ての都道府県協会が法人化する事を目標としている。
- ・ JFA メンバーシップ制度基本還元金として、法人格を有する都道府県協会に対して、交付金を支給する（2006 年度、最大 100 万円を支給）。また国際試合の実施や JFA から都道府県協会への様々な補助金に関しても、法人格の有無に応じて差異をつける事も考慮する。
- ・ 法人格取得に関する情報・資料および法人格を取得した都道府県協会の事例は展開済みである。

資料 1：法人格 / 常勤事務局体制一覧表

資料 2：法人関連情報リスト

理事会 / 専門委員会 / 種別委員会 / 連盟

- ・ 各都道府県協会により実情・環境が異なるので、全てを完全に揃える必要はない。但し、JFA と各都道府県協会との連携面では、双方の業務効率化等、JFA の組織 / 委員会と照らし合わせ、ある程度リンクした仕組みとする必要がある。
- ・ 特に委員会と連盟の棲み分けについては、各都道府県により機能・役割分担・会計範囲等に関して様々なケースが存在し、また「委員会」「連盟」という用語とその意味する所も必ずしも統一されていない。これは各組織の役割分担・責任・権限等の面で混乱をきたす可能性を含んでおり、「CHQ タスクフォース（都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進）」において提示した委員会・連盟の基本的な棲み分けをもとに、都道府県協会が実体と照らし合わせ、組織の名称と機能を今後整理する事が望まれる。
- ・ 各都道府県協会が原則として設置する組織、および「委員会」と「連盟」の基本的な棲み分けは別添資料の通りとする。
- ・ 都道府県協会の人材の活性化を図るためにも、各協会は、JFA に倣い、理事会 / 専門委員会 / 種別委員会 / 連盟等の役員の定年制の設置等を検討する。

資料 3：都道府県協会の組織（案）

事務局

- ・ JFA としては、各都道府県協会が常勤事務局体制を整備する事を強く推奨し、事業や活動の基盤となる事務局の充実化を推進していく。
- ・ JFA メンバーシップ制度基本還元金として、常勤事務局体制の整備されている都道府県協会に対して、交付金を支給する（2006 年度、最大 100 万円を支給）。

- ・全ての都道府県協会の常勤事務局体制が整備された際には、新たな支援策も視野に入れる。

資料 1：法人格 / 常勤事務局体制一覧表

支部・地区協会 / 市区郡町村協会

- ・各都道府県協会においては、支部・地区協会 / 市区郡町村協会の現状の形態はそれぞれ異なる。
- ・昨今の都道府県協会の事業の拡大・多様化・充実に伴い、従来の「都道府県」という枠組みのみの単位では、十分な活動が行えない状況を迎えている協会が多く、支部・地区協会 / 市区郡町村協会を含めた体制作りが必要となっている。
- ・都道府県内での組織体制・エリア分け等については、「CHQ タスクフォース(都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進)」にて JFA が提示した基本的な考え方をもとに、各都道府県協会が実体と照らし合わせながら検討する事が重要である。
- ・また、都道府県協会に登録せず、支部・地区協会 / 市区郡町村協会のみに登録しているチーム / 選手が多数存在しているため、これらの支部・地区協会 / 市区郡町村協会およびチームに具体的に対処していく必要がある。
- ・各都道府県協会は、「CHQ タスクフォース(都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進)」の取り組みとして、JFA が提示した基本的な考え方をもとに、重点取り組み期間である 2006・2007 年度において、取り組みを進める。
- ・JFA は、JFA 基本規程における支部・地区協会 / 市区郡町村協会の明文化(2006 年 3 月改訂)および都道府県協会への補助金(2006・2007 年度、最大 100 万円を支給)に加え、都道府県協会に対するフォローや他協会の事例展開等を適宜行う。

資料 4：都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進_都道府県協会向け説明資料(2005 年 4 月 1 日版)

資料 5：CHQ タスクフォース_2006 年度以降の取り組み

クラブとの関係

- ・都道府県協会と地元 J クラブ等が良好・密接な信頼・協力関係を築く事は非常に重要である。但し、各都道府県協会と J クラブ等との関係は、全都道府県協会に関して画一的な形である必要はないと考える。各都道府県協会が自主的に、J クラブ等と円滑なコミュニケーションを図り、各種事業等において協力体制を築き、人材交流等を行える形を目指し、適宜 JFA がフォローする。
- ・J リーグ入会を目指すクラブについても、都道府県協会がその実体を把握し、協力・支援する事は重要である。全ての都道府県に、J クラブや J リーグ入会を目指すクラブが存在する状況になる事を目指し、都道府県協会の活動について、「J リーグ将来構想委員会」を中心に、JFA として今後フォローしていく。

- ・ JFA メンバーシップ制度基本還元金として、Jクラブを有する都道府県協会に対して、交付金を支給する（2006年度、J1は50万円・J2は25万円を、クラブ数に応じた金額で支給）。

「都道府県協会チャート」

- ・ 各都道府県協会の状況・取り組み等を簡略的に表わす、都道府県協会チャートを作成する。これは、都道府県協会の活動の柱となる「基盤」「普及」「強化」「事業」の4本柱で構成される。都道府県協会の立場からは、自らの協会が他の都道府県協会と比較してどの様なレベル・状況にいるのかを把握し、今後の取り組みに向けての前向きな参考情報とする。

資料6：都道府県協会チャート（作成中）

2) 地域協会組織

枠組み

- ・ 競技会実施時のエリア分けを中心に、トレセンや指導者養成等の技術関連と審判員・審判指導者養成や審判割り当て等の観点からも、地域協会は必要であり、地域独自の問題点を検討・解決する組織としても重要である。
- ・ 地域の「エリア分け」に関して現状に比べ明確に優れた他の形は見当たらない。
- ・ 今後は、地域独自の取り組みをサポートしながら、地域協会の役割や活動について整理し、明確にする。
- ・ また、全国大会への参加チーム数や個別の事業に関して、どの様な組織体系・地域の枠組み(エリア分け)が望ましいかを判断し、お互いの組織を整備する。
- ・ 北海道については、基本的な考えとして複数都道府県分として取り扱う。また沖縄県についても取り組みによっては特別な配慮を行う。
- ・ JFA メンバーシップ制度基本還元金において、北海道（地域・4県分と判断）と沖縄県（交通・地理的事情を勘案）については、地域事業考慮の交付金を支給する（2006年度、北海道は750万円、沖縄県は150万円を追加で支給）。

理事長・委員長・事務局

- ・ 現状は、地域協会により、理事長の選出方法および事務局の設置方法が異なっているが、地域毎の歴史・経緯・地理的特徴等、環境や背景の相違を尊重すれば、必ずしも画一的方法によるものではなくても良いと考える。
- ・ 但し、地域協会に求められる機能・役割等を総合的に考え、理事長の選出方法および事務局の設置方法は明確にしておく必要がある。輪番制も1つの選択肢であり、また理事長の任期は、2期4年が望ましい。
- ・ 地域協会選出のJFAの委員・大会部会員については、地域協会の理事会にて承認された上で、JFAに推薦されるべきであり、地域協会はその旨、規約にも記載する必要がある。本件については、JFAからの正式文書による通達等を検討する。

- ・ 地域協会の人材の活性化を図るためにも、各協会は、JFA に倣い、理事会 / 委員会等の役員の定年制の設置等を検討する。

3) JFA 組織

- ・ 各地域 / 都道府県協会の組織および JFA 内の組織の実体を把握し、組織毎の位置付け・役割・構成人員・人員選出方法等を適宜整理した上で、様々な側面からの分析や JFA の組織としてのあるべき形の提示を必要に応じて行う。

2. 会議体に関して

1) 都道府県協会の会議体

評議員会・総会

- ・ 開催は各都道府県協会に委ねるものとするが、議事内容から年 2 回開催を目途とし、事業年度末に事業計画 / 収支予算等を、事業年度始めに事業報告 / 収支決算等について協議される事が望ましい。また会議承認事項は、JFA 規程に記載の通り、速やかに JFA に報告されるべきである。

理事会・常任 / 常務理事会

- ・ 開催は各都道府県に委ねるものとするが、それぞれの協会が効率的な運営を図るため、会議体の位置付け・機能・構成員等を整理し明確にする必要がある。

各種会議等

- ・ 開催は各都道府県協会の自主性を尊重するが、「委員長会議」「連絡協議会」「支部・地区協会 / 市区郡町村協会代表者会議」等、横断的に行われる会議体は、情報の共有や委員会同士もしくは県協会と支部・地区協会 / 市区郡町村協会間の連携が図られ有効と考える。

事務局会議等

- ・ 業務を執行・運営・管理する機関としては非常に重要で、特に各委員会の担当者が集まる会議は、情報の共有が図られ、委員会同士の連携に繋がる。また事務局業務の効率化にも繋がり会議体として推奨されるものである。

2) JFA の会議体(地域 / 都道府県協会 関連)

評議員会

- ・ 評議員会は諮問機関としては今後も継続した形で会議が開催される事が必要である。会議内容として、承認事項に関する討議がなされ、同時に承認事項以外にも JFA と評議員で情報共有や方針確認がなされる事が望ましい。

理事会

- ・ 地域 / 都道府県協会にとっての理事会のあり方を検証し、また全理事数に占める地域代表理事数についても検証する必要がある。
- ・ 理事会の結果は速やかに各都道府県協会に連絡されるべきである。

常務理事会

- ・ 地域代表常務理事の意見が反映される点においても重要な会議である。

9 地域代表理事会議

- ・ 他地域の実状や各都道府県協会の取り組みを把握・認識でき、他地域がその取り組みを参考にできる有効な会議と考える。

全国理事長会議

- ・ 業務の遂行・調整・運営に関わる情報の共有・意見交換は大変有効と考える。
- ・ 年 1 回 12 月頃の開催とし、次年度の業務方針・事業計画・予算提示（基本補助・施策関連補助等）・JFA 主催競技会主管募集等を説明の上、討議・意見交換を行う形で会議を運営するのが望ましいと考える。2005 年度に実施した、テーマ毎でのディスカッションや情報交換については、更に内容を充実させながら今後も継続する事が望ましい。
- ・ また現状の全国理事長会議だけでなく、より実務に近い事務局長レベルの方による全国会議 / 地域会議等の開催も検討し、研修的なプログラムを模索する。

全国各種委員長会議

- ・ 全国レベルでの各種委員長会議等は非常に有効と考える。開催に関しては、基本的には JFA の各委員会・委員長の裁量に委ねるが、他の全国会議との兼ね合いや費用対効果を十分考慮する必要がある。
- ・ 技術関連の方針等が特に密接に関係している 2 種・3 種・4 種に関して一同に各都道府県委員長が集まる会議は、情報の共有・取り組みの強化・方針の浸透度が迅速に図られる点で有効と考える。

9 地域訪問会議（地域理事会 / 理事長会）

- ・ 9 地域を JFA が訪問し、話し合いを行い、交流が持たれる事は、信頼関係が深まり必要な事と考える。
- ・ 1 月～2 月頃に開催される 9 地域の理事会 / 理事長会の際に、それぞれの地域を年 1 回訪問し、次年度の JFA の具体的な業務方針等を確認の上、質疑・意見交換を行う形は、方針等の理解・浸透が図られ有効と考える。
- ・ また、議題毎に各都道府県の方針・取り組みも説明がなされ、情報交換を行う形で会議を運営するのが望ましいと考える。

47 都道府県訪問会議（ CHQ 都道府県協会ミーティング ）

- ・ 各都道府県協会の事務所を訪問する事で、事務局員が働かれている環境も拝見でき、ヒアリング/ディスカッション項目を中心に多くの事を把握する事が可能となり、非常に有意義な会議である。
- ・ 各都道府県協会にヒアリングした事項は今後も、他の都道府県が参考にできる様、情報を継続的に更新し展開する。今後継続して行う会議とするために議題の整理や情報のフォローアップを行い、より有効な内容にしていく必要がある。

[地域 / 都道府県協会関連会議スケジュール]

- ・ 6月頃 : 評議員会 < 事業報告・決算・(役員改選) >
- ・ 7~9月頃 : 47 都道府県訪問会議（ CHQ 都道府県協会ミーティング ）
- ・ 12月頃 : 全国理事長会議 < 次年度業務方針・事業計画・予算提示・主管募集 >
- ・ 1~2月頃 : 9 地域訪問会議（地域理事会） < 具体的な業務方針 >
- ・ 3月頃 : 評議員会 < 事業計画・予算 >

資料 7 : JFA の会議体(地域 / 都道府県協会 関連)に関する概要

3. 情報伝達に関して

1) JFA から都道府県協会へ発信する文書の統一化・ルール化

- ・ JFA から地域 / 都道府県協会および都道府県内の各種委員長等へ発信する文書に関して、その基本的な取り決めを別添資料の通りとし、統一化・ルール化を図る。
- ・ 郵送・FAXではなく、eメールを中心としたシステムを継続する。また JFA 理事に対しても eメールで文書展開する事を検討する。

資料 8 : JFA から地域 / 都道府県協会への文書に関する取り決め（案）

2) ホームページの立ち上げおよび活用の推進

- ・ JFA のホームページを改善すべく、JFA 事務局内にプロジェクトを立ち上げた。JFA ホームページのコンセプトを再確認すると共に、運営体制の再構築、掲出する情報の分類とそれに併せた展開方法等について検討・対応を進めている。
- ・ 一方で、都道府県協会においても、ホームページが積極的に活用されることが望ましく、JFA も含めて連携を取りながら積極的にホームページの活用を推進する。
- ・ 「JFA メンバースhip制度」の登録メンバーに対する情報提供は、メンバーへのサービスの観点からも重要である。「JFA メンバースサイト(JFA コミュニティ)」において、構築済みの指導者向けサイトをより充実させると共に、審判向けサイトの構築や新たなカテゴリーへの展開についても検討する。

- ・ 都道府県協会内においても情報の共有は重要事項であり、都道府県内の情報展開・共有とその迅速化に努めて頂きたいと考えている。

4. 財政 / 経理に関して

1) 都道府県協会の収支決算・税務のガイドライン提示

財務諸表・税務に関するガイドライン

- ・ JFA としては、基本的な考え方として各都道府県協会の本会計（予算・決算）に都道府県協会の諸活動に関わる管理すべき全ての項目を計上する必要があると考えており、2005 年度の会計からは全ての都道府県協会がこの対応を行う様、指導している。
- ・ JFA にて別添資料の通り「改正公益法人会計基準を踏まえた財務諸表に関するガイドライン」「税務に関する留意点」「経理実務ミニ通信」等の参考資料を都道府県協会向けに作成・明示済みである。

資料 9：税務に関する留意点

資料 10：経理実務ミニ通信

資料 11：改正公益法人会計基準を踏まえた財務諸表に関するガイドライン

5. 各種支援制度に関して

資料 12：各種支援制度資金計画表

1) M1. 「JFA メンバーシップ制度」の推進

JFA メンバーシップ制度基本還元金

- ・ 都道府県協会への安定的な財源支援として、チーム / 監督 / 選手登録料の 50% を配分目安に還元金を支給する。50% の内、25% を A. 登録還付金とし、25% 相当を B. 【都道府県】交付金、C. 【地域】交付金、D. 【都道府県】インセンティブとする。
- ・ B. 【都道府県】交付金の中には、法人格を有する都道府県協会と常勤事務局体制の整備されている都道府県協会に対して、それぞれ 100 万円を支給する事となっている。この金額は、50% の内枠の対象となっているため、都道府県協会に対しては継続的な支援となる。

資料 13：2006 年度「JFA メンバーシップ制度基本還元金」概要説明

資料 14：2006 年度 JFA メンバーシップ制度基本還元金 一覧表

2) M2. 施設の確保・活用

「サッカーを中心としたモデル的スポーツ環境整備助成」および「都道府県フットボールセンター整備推進事業」（仮称・検討中）

- ・ 記念事業推進委員会が展開する「サッカーを中心としたモデル的スポーツ環境整備助成」に関し、各都道府県協会が主体的に利用できる施設の整備を行う。

- ・この助成制度は2006年までの3年間で、予算総額が限られた事業のため、全ての都道府県に施設を完備する事は不可能である事から、将来的には自治体等との連携も視野に入れ、JFAとして施設整備を永続的に実施する独自の助成事業を検討している。
- ・併せて、都道府県協会が各種サッカー関連事業を行う拠点施設となる「都道府県フットボールセンター」の認定事業についても検討しており、上記の助成事業と併せた「都道府県フットボールセンター整備推進事業」(仮称)として検討を進める。
- ・また、施設の確保・活用に関しては、JFAとしても重要なテーマであり、各都道府県協会にとってより取り組みが進められる様、指定管理者制度等の情報・資料や実例を今後も適宜展開する。

3) M3.「JFA キッズプログラム」の推進

「モデルFA(キッズ)制度」

- ・2003年度よりスタートした「JFA キッズプログラム」に関する「モデルFA」制度を2006年度以降も別添資料の通り継続して実施する。
- ・この制度は、基本計画(5年)として、今後2年間(2007年度終了時まで)は継続する事とする。2008年度から制度を発展的に解消し、47都道府県協会に水平展開するが、補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 15:「モデルFA(キッズ)」都道府県協会向け 説明資料

資料 16: M3.「JFA キッズプログラム」の推進【2006年度モデルFA(キッズ)】対象協会一覧

キッズサッカーフェスティバル

- ・「JFAキッズ(U-6/U-8/U-10)サッカーフェスティバル」を2006年度以降も各都道府県において、2002 FIFAワールドカップ™記念事業として継続して開催する。
- ・公式パートナーのユニクロと調整の上、原則7の重点会場を選定、「ユニクロサッカーキッズ!」を継続して開催する。
- ・この補助は、原則として最低でも今後2年間(2007年度終了時まで)は継続する事とする。2008年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 17: JFA キッズサッカーフェスティバル2006 都道府県サッカー協会用 説明資料

資料 18: JFA キッズ(U-6)サッカーフェスティバル2006 ユニクロサッカーキッズ!
都道府県サッカー協会用 説明資料

4) M4.中学生年代の活性化

「トライアル FA (中学) 制度」

- ・ 2004 年度よりスタートした「M4.中学生年代の活性化」トライアル FA 制度を 2006 年度以降も、別添資料の通り継続して実施する。
- ・ この制度は、対象協会に対しては、原則として最大 3 年間を対象期間とする。但し、トライアル FA の新規の募集は行う予定はない。2008 年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006 年度中に決定する。

資料 19 : 「トライアル FA (中学) 」都道府県協会向け 説明資料

資料 20 : M4.中学生年代の活性化【2006 年度トライアル FA(中学) 】対象協会一覧

5) M5.エリート養成システムの確立

「リード FA (エリート) 制度」

- ・ 2005 年度よりスタートしたキッズ年代エリート教育に関する「リード FA」制度を、2006 年度以降も別紙資料の通り継続して実施する。
- ・ この制度は、今後 2 年間 (2007 年度終了時まで) は継続する事とする。2008 年度から制度を発展的に解消し、47 都道府県協会に水平展開するが、補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006 年度中に決定する。

資料 21 : 「リード FA (エリート) 」都道府県協会向け 説明資料

資料 22 : M5.エリート養成システムの確立 キッズ年代エリート教育【2006 年度リード FA(エリート) 】対象協会一覧

6) M6.女子サッカーの活性化

「トライアル FA (女子) 制度」

- ・ 2004 年度よりスタートした「M6.女子サッカー活性化」トライアル FA 制度を 2006 年度以降も、別添資料の通り継続して実施する。
- ・ この制度は、対象協会に対しては、原則として最大 3 年間を対象期間とし、今後 2 年間 (2007 年度終了時まで) は継続する事とする。2008 年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006 年度中に決定する。

資料 23 : 「トライアル FA (女子) 」都道府県協会向け 説明資料

資料 24 : M6.女子サッカーの活性化【2006 年度トライアル FA(女子) 】対象協会一覧

女子サッカーフェスティバル

- ・ 「JFA 女子 (レディース / ガールズ) サッカーフェスティバル」を 2006 年度以降も各都道府県において、2002 FIFA ワールドカップ™ 記念事業として継続して開催する。

- ・この補助は、原則として最低でも今後2年間（2007年度終了時まで）は継続する事とする。2008年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 25：JFA女子サッカーフェスティバル2006（レディース/ガールズ） 都道府県サッカー協会用 説明資料

7) M7.フットサルの普及推進

「トライアルFA（フットサル）制度」

- ・2005年度よりスタートした、「M7.フットサルの普及推進」トライアルFA制度を2006年度以降も別紙資料の通り継続して実施する。
- ・この制度は、対象協会に対しては、原則として最大3年間を対象期間とし、今後2年間（2007年度終了時まで）は継続する事とする。2008年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 26：「トライアルFA（フットサル）」地域/都道府県協会向け 説明資料

資料 27：M7.フットサルの普及推進【2006年度トライアルFA(フットサル)】対象協会一覧

ファミリーフットサルフェスティバル

- ・「JFAファミリーフットサルフェスティバル」を2006年度以降も各都道府県において、2002 FIFAワールドカップ™記念事業として継続して開催する。
- ・2002 FIFAワールドカップ™の開催スタジアムを中心に、「JFAファミリーフットサルフェスティバル（スペシャルステージ）」を継続して開催する。
- ・この補助は、原則として最低でも今後2年間（2007年度終了時まで）は継続する事とする。2008年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 28：JFAファミリーフットサルフェスティバル2006 都道府県サッカー協会用 説明資料

資料 29：JFAファミリーフットサルフェスティバル2006 スペシャルステージ
都道府県サッカー協会用 説明資料

8) M8.リーグ戦の推進と競技会の整備・充実

都道府県における2・3種年代リーグの積極展開

- ・「都道府県における2・3種年代リーグの積極展開」を2006年度以降も継続して推進する。
- ・この補助は、原則として最低でも今後2年間（2007年度終了時まで）は継続する事とする。2008年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006年度中に決定する。

資料 30：都道府県における2・3種年代リーグの積極展開【2006年度 実施分】実施概要

資料 31：都道府県における2・3種年代リーグの積極展開 2006年度実施計画一覧

9) M9.地域 / 都道府県協会の活性化

「チャレンジ FA (都道府県) 制度」

- ・ 2004 年度よりスタートした「M9. 地域 / 都道府県協会の活性化」チャレンジ FA 制度を 2006 年度以降も、別添資料の通り継続して実施する。
- ・ この制度は、対象協会に対しては、原則として最大 3 年間を対象期間とし、今後 2 年間 (2007 年度終了時まで) は継続する事とする。2008 年度以降も継続して実施する予定であるが、補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006 年度中に決定する。

資料 32 : 「チャレンジ FA (都道府県)」地域 / 都道府県協会向け 説明資料

資料 33 : M9.地域 / 都道府県協会の活性化【2006 年度チャレンジ FA(都道府県)】対象協会一覧

「スポーツ組織マネジメント能力開発事業」

- ・ 記念事業推進委員会が展開する「スポーツ組織マネジメント能力開発事業(JFA スポーツマネジャーズカレッジ)」に関し、各都道府県協会から最低 1 名は受講できる枠を確保し、2006 年度までには全ての都道府県協会に上記カレッジを修了(資格認定)したスタッフを配置する事を目標とする。カレッジの受講は、最終的には「都道府県協会(事務局)の充実」に繋がるものである。

「CHQ タスクフォース」活動補助金

- ・ 「CHQ タスクフォース(都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進)」の取り組みを各都道府県協会にて進めて頂くにあたり発生する支部・地区協会 / 市区郡町村協会との会議費や年間運営費補助、未登録チームを対象にした事業の経費等に関し、上限 100 万円(北海道は 4 協会分として 400 万円)にて補助金(2006・2007 年度のみ)を支給する。

資料 5 : CHQ タスクフォース_2006 年度以降の取り組み

10) M10. 中長期展望に立った方針策定と提言

「トライアル FA (シニア) 制度」

- ・ 過去の「チャレンジ FA (都道府県) 制度」におけるシニアに関する取り組みを発展的に移行させ、2006 年度より「トライアル FA(シニア)制度」をスタートした。この制度は、対象協会に対しては、原則として最大 3 年間を対象期間とし、今後 2 年間 (2007 年度終了時まで) は継続する事とする。2008 年度からの補助内容に関しては、都道府県協会の意見を参考にしながら活動状況等を勘案した上で、2006 年度中に決定する。

資料 34 : 「トライアル FA (シニア)」地域 / 都道府県協会向け 説明資料

資料 35 : M10. 中長期展望に立った方針策定と提言【2006 年度トライアル FA(シニア)】対象協会一覧

「JFA2005年宣言」に関する取り組み

- ・「JFA2005年宣言」について、より多くのサッカーファミリーに浸透させるため、浸透/PRツールの展開を推進し、また都道府県協会における独自の目標設定や具体的なアクションを促進している。

6.その他（主な対応事項）

1) 競技（大会・試合）運営に関するマニュアルの改訂

- ・チーム/選手のプレー環境向上と、競技運営レベル向上・効率化に向け、競技運営に関する各種情報を集約した「JFA 試合運営ガイドブック」について、内容を必要に応じて改訂し、都道府県協会を中心に、広く関係者に対し展開する。

資料 36：「JFA 試合運営ガイドブック 2005」

2) 1種（社会人・シニア等）への対応の検討

- ・社会人については、「CHQ タスクフォース（都道府県における組織機構改革と未登録チームの登録推進）」の取り組みにおいて、未登録チームの登録推進を図ると共に、登録チーム/選手へのメリット提供等の検討を進めている。
- ・シニア年代についても、未登録チームの登録推進を図ると共に、全国/地域/都道府県の各エリアでの取り組み（競技会・年齢カテゴリー・登録・ルール等）の見直しを進めている。

以上

添付資料リスト

資料 No.	資料名
1	法人格 / 常勤事務局体制一覧表
2	法人関連情報リスト
3	都道府県協会の組織(案)
4	都道府県協会の組織機構改革と未登録チームの登録推進_都道府県協会向け説明資料(2005年4月1日版)
5	CHQ タスクフォース_2006年度以降の取り組み
6	都道府県協会チャート (作成中)
7	JFA の会議体(地域 / 都道府県協会 関連)に関する概要
8	JFA から地域 / 都道府県協会への文書に関する取り決め(案)
9	税務に関する留意点
10	経理実務ミニ通信
11	改正公益法人会計基準を踏まえた財務諸表に関するガイドライン
12	各種支援制度資金計画表
13	2006年度「JFA メンバーシップ制度基本還元金」概要説明
14	2006年度 JFA メンバーシップ制度基本還元金 一覧表
15	「モデル FA(キッズ)」都道府県協会向け 説明資料
16	M3.「JFA キッズプログラム」の推進【2006年度モデル FA(キッズ)】対象協会一覧
17	JFA キッズサッカーフェスティバル 2006 都道府県サッカー協会用 説明資料
18	JFA キッズ(U-6)サッカーフェスティバル 2006 ユニクロサッカーキッズ! 都道府県サッカー協会用 説明資料
19	「トライアル FA(中学)」都道府県協会向け 説明資料
20	M4.中学生年代の活性化【2006年度トライアル FA(中学)】対象協会一覧
21	「リード FA(エリート)」都道府県協会向け 説明資料
22	M5.エリート養成システムの確立 キッズ年代エリート教育【2006年度リード FA(エリート)】対象協会一覧
23	「トライアル FA(女子)」都道府県協会向け 説明資料
24	M6.女子サッカーの活性化【2006年度トライアル FA(女子)】対象協会一覧
25	JFA 女子サッカーフェスティバル 2006(レディース / ガールズ) 都道府県サッカー協会用 説明資料
26	「トライアル FA(フットサル)」地域 / 都道府県協会向け 説明資料
27	M7.フットサルの普及推進【2006年度トライアル FA(フットサル)】対象協会一覧
28	JFA ファミリーフットサルフェスティバル 2006 都道府県サッカー協会用 説明資料
29	JFA ファミリーフットサルフェスティバル 2006 スペシャルステージ 都道府県サッカー協会用 説明資料
30	都道府県における 2・3 種年代リーグの積極展開【2006年度実施分】実施概要
31	都道府県における 2・3 種年代リーグの積極展開 2006年度実施計画一覧
32	「チャレンジ FA(都道府県)」地域 / 都道府県協会向け 説明資料
33	M9.地域 / 都道府県協会の活性化【2006年度チャレンジ FA(都道府県)】対象協会一覧
34	「トライアル FA(シニア)」地域 / 都道府県協会向け 説明資料
35	M10.中長期展望に立った方針策定と提言【2006年度トライアル FA(シニア)】対象協会一覧
36	JFA 試合運営ガイドブック 2005